

デイサービスセンター道指定地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長茂会が設置運営するデイサービスセンター道（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保する為に人員、及び管理運営に関する事項を定め、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者、要支援者及び事業対象者に対し、適切な指定地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

(事業の方針)

第2条 この事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所において必要な日常生活上の世話及び機能訓練を通して自立支援を行う。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター道
- (2) 所在地 三重県北牟婁郡紀北町相賀字仲田265番地1

(職員の職種、員数、及び勤務内容等)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び勤務内容等は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・生活相談員兼務、通所型サービスAの管理者）
管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、運営規程の遵守に必要な指揮命令を行う
- (2) 生活相談員 2名以上（常勤2名・1名は管理者兼務、1名は介護職員及び通所型サービスA介護職員兼務）
生活相談員は、通所サービスの計画書に基づき、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族等に対し、相談援助等の生活指導を行う
- (3) 介護職員 2名以上（常勤1名・生活相談員及び通所型サービスA介護職員兼務、非常勤2名・通所型サービスA介護職員兼務）
介護職員は、通所サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介護を行う
- (4) 機能訓練指導員 1名以上（非常勤専従）
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 週5日とする

(休業日は火・土曜日、及び年末年始12月31日から1月1日)

(2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする

(サービス提供時間は9時30分から16時40分)

(利用定員等)

第6条 サービス提供単位は1単位で、1日の利用定員は15名（うち通所型サービスAは5名）とする。

(通所サービスの内容及び利用料等)

第7条 通所サービスの内容は次のとおりとする。通所サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額又は紀北広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(1) 入浴サービス

(2) 給食サービス

(3) 排泄サービス

(4) 相談・援助等の生活指導、レクリエーション

(5) 日常動作訓練

(6) 健康状態の確認

(7) 送迎

2 事業所は、前項の支払いを受けるほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 通常の事業実施地域以外に居住する利用者の送迎費用

片道・・・通常の事業の実施地域を越えた地点から、1kmあたり30円

(2) 食事提供費 650円

(3) おむつ代 実費

(4) 前各号に掲げるもののほか、通所サービスで提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族等に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 利用料の支払いは、現金、銀行口座振込又は郵便振替のいずれかの方法により、指定期日までに受ける。

(通常の通所サービスの実施区域)

第8条 通常の通所サービスの実施地域は、紀北町及び尾鷲市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 事業所の円滑かつ適正な運営を図るために、利用者又はその家族等は、次の各号に掲げる事項に留意すること。

(1) 利用者の守るべき規律

ア 外出

利用者は、管理者の同意を得た上で、外出できるものとする。また、同意を得た内容を変更するときも、管理者の同意を必要とする

イ 健康保持

利用者は努めて健康に留意し、事業所が実施する健康チェック等は特別な理由がない限り拒否できないものとする

ウ 身上変更の届け出

利用者は、身上に関する重要な変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出るものとする

エ 損害賠償

利用者が故意又は過失によって事業所の設備等に損害を与えた場合は、その損害を弁償させ、又は原状に回復させることがあるものとする

(2) 利用上の留意事項

短時間でも生活に必要な、衣類、日用品、内服薬等は、利用時間に応じ、利用者側で用意し、当日持参する。

(3) 利用者が、前各号の行為に違反し、管理者の指示又は指導に従わないときは、協議のうえ、サービスの利用を中止させることがある

(緊急時における対応方法)

第10条 通所サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、従業者は速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する通所サービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 通所サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(秘密保持)

第12条 事業所の職員又は職員であった者は、通所サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。

2 前項に関わらず、利用者に医療上の緊急性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。

3 第1項に関わらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとする。

(苦情処理)

第13条 提供した通所サービスに関する利用者及びその家族等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、利用者又はその家族等に対する説明、記録の整備その他の措置を講ずるものとする。

(身体拘束の制限)

第14条 職員は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者は、利用者に対する虐待を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決、人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

(地域との連携)

第16条 通所サービスの運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等と連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

(その他運営についての留意事項)

第17条 職員等の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 階層別研修 随時
- 2 職員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又はその家族等から提示を求められたときは、これに応じる。
- 3 事業所は、この通所サービスを行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、その完結の日から2年間保存する。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人長茂会と事業所の管理者との協議において定めるものとする。

附 則

この運営規程は平成22年11月1日から施行する。

改 正

平成24年 4月 1日 一部改正

平成25年	4月	1日	一部改正
平成25年	8月	19日	一部改正
平成26年	5月	28日	一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正
平成27年	8月	1日	一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正
平成28年	6月	22日	一部改正
平成28年	10月	1日	一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
平成30年	4月	1日	全部改正
平成30年	9月	1日	一部改正
平成31年	4月	1日	一部改正
平成31年	4月	28日	一部改正
令和元年	10月	1日	一部改正
令和3年	4月	1日	一部改正
令和7年	4月	1日	一部改正

